

## 契約の保証および前払金保証に係る保証証書等の電子化について

湖南省では、受注者の負担軽減及び契約事務の効率化等を図るため、工事請負契約に伴う契約保証および前払金保証について、令和 6 年 4 月以降に契約締結を行う案件から、電磁的記録により発行された保証証書等（以下「電子証書等」という。）の提出を可能とします。  
※これまでどおりの紙による保証証書等の提出も引き続き取り扱います。

### 1. 電子化の対象となる保証証書等

- ・保証事業会社による契約保証（契約保証証書）
- ・保証事業会社による前払金（中間前払金）保証（前払金（中間前払金）保証証書）  
※金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」は、従来どおり紙の証書や証券の提出が必要です。  
※保証事業会社とは西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業保証株式会社を指します。

### 2. 開始日

令和 6 年 4 月 1 日以降の契約締結分から適用

### 3. 提出方法

電子証書等の申込及び提出方法は引受先によって異なります。具体的な取扱方法は、保証事業会社に確認の上、手続きを行ってください。

- ①保証事業会社へ保証申し込みを行い、保証事業会社が「保証契約番号」及び「認証キー」を受注者に提供
- ②受注者が電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせの PDF をメールに添付し、湖南省に提出

※総務課窓口へ直接提出する場合は、上記を印刷したものを提出ください。

（メールアドレス：keiyaku@city.shiga-konan.lg.jp）